

【特殊車両通行確認システム利用時における、一部車両の登録方法の変更について】

日頃より特殊車両通行制度にご理解いただきありがとうございます。

特殊車両通行確認システムをご利用いただくにあたり、一部車両の登録方法に変更がございますのでお知らせいたします。

現在、特殊車両通行確認システムにおいて、

- ① 車軸自動昇降装置があるトレーラ（リフトアクスル トレーラ）
- ② 第五輪荷重（トラクタとトレーラをつなぐ連結器にかかる重量の上限値）が「前前軸重」として車検証に記載されているトレーラ

の2種類の車両につきましては、貨物積載時の軸数で車両登録ができないことから、正しい通行可能経路を確認できない状況となっております。

このため、上記①②の車両の登録をされる申請者の皆様におかれましては、恐れ入りますが、車両登録を行う「車名・型式検索画面」にて「軸数（その他）」を選択の上、貨物積載時の軸数を選択していただきますようお願い致します。

ただし、この場合、高速道路の通行可能経路を確認することができず、また、一部の道路については通行条件が厳しくなる場合がございます。

そのため、上記①②の車両で高速道路の通行を希望される申請者の皆様におかれましては、恐れ入りますが、従来の特殊車両通行許可システムによる許可申請を行い、許可証の発行を受けて走行していただきますようお願い致します。

特殊車両通行確認システムの利用者の利便性の改善に向けて、貨物積載時の軸数で車両登録ができるようシステム改修を行う予定でございます。システムの改修が完了次第、改めてお知らせいたします。